令和8年度「埼玉県学力・学習状況調査」業務委託 企画提案競技に係る仕様書

1 調査の概要

(1)調査の名称

令和8年度「埼玉県学力・学習状況調査」

(2)調査の目的

埼玉県(以下「県」という。)の児童生徒の学力や学習に関する事項等を把握することで、 教育施策や指導の工夫改善を図り、児童生徒一人一人の学力を確実に伸ばす教育を推進する。

(3)調查対象

- ・ 県内市町村教育委員会(さいたま市を除く)、小・中学校及び義務教育学校並びに小・中学校及び義務教育学校の児童生徒(特別支援学級及び特別支援学校に在籍する児童生徒については、市町村教育委員会から調査利用の申出があった場合)
- 県立特別支援学校小・中学部に在籍する児童生徒(学校長から調査利用の申出があった場合)
- ・対象学年は小学校 第4学年から第6学年 中学校 第1学年から第3学年 義務教育学校 第4学年から第9学年

(参考) 対象者数等(見込)

- 〇県内62市町村教育委員会
- ○県内の公立小中学校等 学校数1,020校程度
- ○参加希望のある県立特別支援学校学校数2○校程度
- 〇県内の公立小学校等の第4学年から第6学年児童 約139,000人 学校数 670校程度
- ○県内の公立中学校等の第1学年から第3学年生徒約140,000人 学校数 350校程度

(4)調査内容

- ア 児童生徒に対する調査
 - 教科に関する調査
 - 教科

小学校第4学年から第6学年まで 国語、算数 中学校第1学年 国語、数学

中学校第2学年及び第3学年 国語、数学、英語

義務教育学校第4学年から第9学年まで 小・中学校の該当学年に準ずる 小・中学部の該当学年に準ずる

県立特別支援学校

• 出題範囲

学習指導要領に示された内容のうち調査する各学年の前学年までの内容

〇 質問調査

学習意欲、学習方法及び生活習慣等に関する事項

イ 学校及び市町村教育委員会に対する調査

学校における教育活動並びに学校及び市町村における教育条件の整備等に関する事項

(5) 実施方法

全校タブレット端末等を活用した調査(以下、「CBT」という。)で実施する。

(6)調査期間

令和8年5月7日(木)~令和8年5月20日(水) ※令和8年5月18日(月)~令和8年5月20日(水)は予備日

2 委託内容

(委託業務及び留意事項の一覧) ※委託業務のスケジュールは別紙1を参照のこと。

	内容		
(1)	事業計画の策定		
(2)	事業の実施に係る一連の仕組みの構築		
(3)	CBT システム		
(4)	CBT 体験の実施		
(5)	実施マニュアル・保護者用リーフレットの作成		
(6)	動画マニュアルの作成		
(7)	実施説明会の運営補助		
(8)	調査問題等の作成・搭載及び問題検討委員会の運営補助		
(9)	教科に関する調査の測定		
(10)	調査に関する必要な資材の作成		
(11)	個人の調査結果を継続して把握する仕組みの構築		
(12)	(12) 配送の実施		
(13) MEXCBT の結果データ確認			
(14)	(14) 採点の実施		
(15)	集計・分析の実施及び分析委員会の補助		
(16)	調査結果資料の作成・提供		
(17)	分析支援プログラムの作成		
(18)	調査実施に当たっての連絡調整窓口の設置		
(19)	情報セキュリティを確保するための措置		
(20)	納入品の検収		
(21)	1) 事業全体の管理		
(22)	22) 事業者間の引継		
(23)	作成物の電子媒体での提供		
(24)) 守秘義務		
(25)	著作権等の帰属について		
(26)	調査に関する統計情報等の提供		
(27)	協議事項		

(委託内容の詳細)

(1) 事業計画の策定

本仕様書、別紙1~3に示す各事項を踏まえ、調査を円滑かつ確実に実施するための事業計画を作成し、提案すること。

- 本仕様書に示す各事項を踏まえた調査問題の作成、システム搭載、配送、文部科学省 CBT システム(以下、「MEXCBT」という。)の結果データ確認、採点・集計・分析、 結果提供など各工程の事業スケジュールを作成すること。
- 各業務のスケジュールに関しては、別紙1に示す委託業務のスケジュールを遂行できる ようにすること。

(2) 事業の実施に係る一連の仕組みの構築

本仕様書、別紙1~3に示す各事項を踏まえ、調査を円滑かつ確実に実施するため調査問題の作成、システム搭載、配送、MEXCBTの結果データ確認、採点・集計・分析、結果提供などの一連の仕組みを構築し、必要な設備を準備の上、調査を実施すること。

- 〇 県、市町村教育委員会、学校が基本情報登録、資料提供、MEXCBT の結果データ確認、 調査実施報告、調査結果提供を行うための WEB システムを整備すること。
- 令和7年10月から11月の期間で、WEBシステムを用いて学校の基本情報を収集し、 実施規模の把握や連絡方法の確保を行うこと。

(3) CBT システム

ア CBT システム

- 〇 児童生徒の教科に関する調査と質問調査で使用する CBT システムは MEXCBT とすること。MEXCBT の使用方法については、「文部科学省 CBT システム運用支援サイト」の各種マニュアル・資料を参考にすること。
- 調査対象市町村・学校は MEXCBT を使用できる環境が整っているものとする。
- 学習 e ポータルは各市町村が導入しているものを使用すること。

イ 調査フォームの作成

○ 調査問題を確実に実装する体制を整え、問題搭載作業を行うこと。ただし、必要に応じて MEXCBT に問題を搭載するためのアカウントは県から提供する。

ウ調査環境

- 調査時点で整備される各学校の端末、通信環境を使用する。
- 県内は WindowsOS、iPadOS、ChromeOS の三種の OS の端末が用いられている。
- 教科に関する問題及び質問調査は表示倍率100%の設定で正しく表示され、操作できるように作成すること。これ以外の倍率でも解答に支障がないよう努めること。

エ その他

○ 学校及び市町村教育委員会に対する調査については、MEXCBT もしくはその他の WEB システムを使用する。

(4) CBT 体験の実施

埼玉県学力・学習状況調査 CBT を確実に実施するための体験問題を MEXCBT に搭載し、 CBT の流れを学校が事前に体験できるようにすること。

- 体験問題は新小4(現小3)のみを対象とする。
- 体験問題は個人番号の二次元コードの読込や MEXCBT の操作(ドラッグアンドドロップや数式エディタ、数字の半角入力など)、調査の終了確認等を体験できるようにすること。
- 体験問題は、令和7年度調査に向けて使用した「CBT 体験問題 A」を使用すること
- 体験問題は令和7年12月中旬までに搭載すること。
- 県から提供される CBT 体験の MEXCBT の結果データを確認し、学校ごとに受検した 個人番号を整理したデータを県、市町村、学校が WEB システムで確認できるようにする こと。

(5) 実施マニュアル・保護者用リーフレットの作成

ア 実施マニュアル

○ 本仕様書、別紙1~3に示す各事項を踏まえ、調査に参加・協力する各教育委員会・学

校が調査の仕組みや実施手順等を正しく理解できるための実施マニュアルを作成すること。

- 〇 実施マニュアルの作成に当たっては、平成27年度から令和7年度の調査実施状況を踏まえ、より分かりやすいものとすること。
- 実施マニュアルは、「調査実施マニュアル【本体】」・「別冊①個人番号票の更新」・ 「別冊②教室監督者マニュアル」・「別冊③調査問題の配信」・「別冊④解答データの確認・実施報告」の5種類を作成し、デジタル版をWEBシステムで各市町村教育委員会、 学校に提供すること。
- 作成手順は、事前に県と記載内容について協議を行い、実施マニュアル案を作成し提示 する。その後、県の指示に従い修正・追記等を行うこと。

イ 保護者用リーフレット

- 保護者に対して調査の目的・活用方法等が理解できるように作成すること。
- 全学年対象としたリーフレットを作成し、WEBシステムで学校に提供すること。
- 作成手順は、事前に県と記載内容について協議を行い、県より提供する原案を基に作成 する。その後、県の指示に従い修正・追記等を行うこと。

(6) 動画マニュアルの作成

ア 児童生徒向け説明動画

調査実施における注意点等が理解しやすく、児童生徒が実際に説明を聞きながら、注意事項・ログイン・テスト開始・一時停止・テスト終了時までの端末操作を行えるような動画を、 県と協議して作成すること。

- 配信時期 令和8年2月中旬~下旬
- 動画は WEB システムからダウンロードする方式で、学校に提供すること。
- 〇 本動画は調査実施直前及び調査終了後に閲覧することを想定して、2種類の動画を各5 分程度で作成すること。
- 動画は、教室に設置している大画面モニター等で視聴することを想定して作成すること。
- イ 教室監督者向け動画(教職員向け)

調査を実施する上で、事前準備や当日の実施等について特に注意すべき点などをまとめた 動画を、県と協議して作成すること。

- 配信時期 令和8年2月中旬~下旬
- 動画は WEB システムからダウンロードする方式で、学校に提供すること。
- ウ 調査担当者向け動画(教職員向け)

調査終了後の解答データ確認や報告手続き等について、特に注意すべき点をまとめた動画を、県と協議して作成すること。

- 配信時期 令和8年2月中旬~下旬
- 動画は WEB システムからダウンロードする方式で、学校に提供すること。

(7) 実施説明会の運営補助

本調査の仕組みや実施手順の理解を深めるために、調査に参加・協力する市町村教育委員会 及び学校に対して、県が開催する実施説明会の運営補助を行うこと。受託者は、実施説明会資 料の作成、配信用の会場・機材の確保、動画の確認等を行う。実施説明会は録画し、各学校が 後日視聴できる環境を構築する。なお、実施説明会等に係る費用は受託者の負担とする。

- 開催時期 令和8年2月中旬~下旬
- 〇 開催回数 1回

- 開催方式 同時双方向オンライン実施説明会
- 配信方法 作成した動画を各学校がアクセスできる環境及び各市町村教育委員会が所管 する学校の視聴状況を把握できる環境を構築する。なお、動画データへのアク セスに当たり、ID/パスワードを設定するなど、セキュリティ対策を講じる。

※開催時期、開催回数、開催方式等は予定であり、変更する場合がある。

- (8) 調査問題等の作成・搭載及び問題検討委員会の運営補助
 - ア 教科に関する調査問題
 - (ア) 教科に関する調査問題の作成・搭載
 - 調査問題は各学年1教科30~35問程度として、難易度、教科の領域等のバランス を考慮して問題セットの作成を行うこと。
 - 経年変化を測定するに当たっては、調査問題の一部を共通化する必要があることから、 問題セットは県から提供する平成27年度から令和7年度調査で使用した問題を53% 程度、新たに作成する問題を47%程度で作成すること。
 - 新たに作成する問題の作成手順は、事前に県と協議を行い、原案を作成すること。そ の後、問題検討委員会における修正指示に従い、修正・追記等を行うこと。
 - 通常問題に加えて、各学年・教科のルビ振り版の問題を作成すること。
 - 〇 問題の作成(ルビ振り版の問題作成を含む。)に当たっては、問題内容に誤りが発生しない確認体制を整え、確実に作成業務を行うこと。問題の修正・追記時の業務においても同様とする。
 - 新たに作成する問題のうち、各学年・教科2問程度「アニメーションや映像など、従来の紙では十分に測れない能力を測る問題等 CBT の特性を活かした CBT ならではの問題(**ドラッグアンドドロップやマトリクス表などの解答形式ではない出題形式**で工夫した問題)」を作成すること。
 - 出題の形式は、選択式問題を約67%、短答式問題を約30%、記述式問題を約3% を基本として、教科の特質や児童生徒の発達の段階に応じて、適切に構成すること。
 - 英語はリスニング問題を含むものとして、リスニング用音声データを作成し、WEBシステムからリスニング用音声データを各学校に配信すること。また、予備用リスニング用 CD を県に送付すること。
 - 作成した問題はモードエフェクトに配慮し、児童生徒にとって分かりやすく、見やすい配置になるよう工夫して MEXCBT に搭載すること。また、搭載完了後に、問題画面が確認できるデータを県に提供すること。
 - O MEXCBT への問題搭載時は、利用範囲、タイマー設定、終了案内設定、自動採点の設定等について、県の指示に従うこと。また、やむを得ず手入力により問題搭載を行う場合には、県の指示内容と相違がないことを複数人で確認し、確実に搭載すること。
 - 各調査問題は令和8年3月下旬までに搭載し、MEXCBT の動作、見え方の確認を最低限3種類以上のOS (Windows・iPad OS・Chrome OS 必須)で行うこと。また、県が調査問題の事前確認を行ったあと、県の指示に従い修正等の対応を行うこと。
 - 次年度以降の調査の設計が円滑に実施できるよう、調査問題の設計に関する資料を作成し、提出すること。
 - 〇 調査問題の範囲、内容、構成、形式等は別紙2「教科に関する調査問題の概要」を参照すること。

- 各問題の採点基準や解答類型を作成し、採点を円滑に行えるよう準備すること。
- 手入力する問題など、問題内容に誤りが発生する可能性がある工程を取った場合は、 変更の経緯や詳細についてリスト化するなどして、経緯を確認できるようにすること。 必要に応じてリストの提出を求める場合がある。
- 問題作成を行う上で、文言や問題内容について疑義が生じた場合には、速やかに県へ 報告を行い、内容について確認を行うこと。

(イ) 教科に関する調査問題の取扱い

- 調査問題は、学力の伸び(経年変化)の測定精度を担保するため、原則非公開とする。 ただし、学校において調査結果に基づく指導が行えるよう、翌年度以降の調査の測定精度を損なわない範囲で調査問題の一部を公開できるようにすること。
- 調査問題と併せて、配布用の出題趣旨一覧表を記した資料を作成し、県に提供すること。
- (ウ) 問題検討委員会の運営補助
 - 〇 問題検討委員会の資料作成、委員会への参加・助言等の運営補助を行うこと。また、 問題検討委員の確認後、指示に従い問題の修正を行うこと。

(予定)

- ・検討委員の人数 合計60名程度(小学校:国・算、中学校:国・数・英)
- 開催時期 令和7年11月中旬、令和8年1月下旬
- ・実施回数 2回
- ・内 容 第1回 受託者から提示された問題の検討及び修正案の提示 第2回 受託者が修正した問題についての検討、校正等

イ 質問調査

- (ア) 児童生徒に対する質問調査
 - 問題数は各学年100問程度とする。問題は県が作成し、提供する。
 - O MEXCBT で全学年実施するため、問題は令和7年3月下旬までに搭載し、MEXCBT の動作、見え方の確認を行うこと。また、県が問題の事前確認を行ったあと、県の指示に従い修正等の対応を行うこと。
 - 〇 児童生徒における質問調査の項目については、県が指示する集計方法に従い、定量的 に集計を行うこと。
 - 各質問項目に集計方法を設定すること。その際、誤りのないよう必ず複数回の確認を 実施し、また集計方法や設定したスコアについて県に確認し、了解を得ること。

(イ) 学校及び市町村教育委員会に対する質問調査

- 全ての実施校において、MEXCBT もしくはその他の WEB システムで実施する。問題は小学校 180 問程度、中学校 170 問程度とする。問題は県が作成し、提供する。
- 市町村教育委員会に対する質問調査を MEXCBT もしくはその他の WEB システムで実施する。問題数は約50問とする。問題は県が作成し、提供する。
- O MEXCBT もしくはその他の WEB システムへの問題搭載、動作確認を行い、県が最終確認を行える状態にすること。また、県が最終確認を実施し修正依頼を行った場合は、すみやかに修正を行うこと。

(ウ) 質問調査内容一覧の作成

県において作成した調査問題の経年比較ができるよう、平成27年度から令和8年度までの学年ごとの質問調査内容を一覧できる表を作成すること。

※(8)ア及びイにおいて、調査問題等の作成・搭載に誤りが発生した場合には、速やかに県に報告を行い、報告書の作成も行うこと。また、県の指示に従い修正等の対応について、責任をもって行うこと。

(9) 教科に関する調査の測定

ア 学習内容の定着度の測定

児童生徒並びに同一学年の児童生徒で構成される学校、市町村及び県単位の集団における、 調査対象学年の前学年までの学習指導要領で求められている学習内容についての理解の状況 を設問別正誤、観点別正答率、教科全体の正答率等の指標により測定すること。

イ 学力の伸び(経年変化)の測定

県から提供する平成27年度から令和7年度調査の実施結果をもとに令和8年度の調査において、学力の伸び(経年変化)を測定すること。測定する内容は以下の(ア)のとおりとし、測定手法については、(イ)に基づくものとする。

(ア) 測定する内容

- 〇 同一の児童生徒並びに同一学齢の児童生徒で構成される学校、市町村及び県単位の集団について、学年の進行に伴う学力の変化の状況を測定する。
- 〇 同一学年の児童生徒で構成される学校、市町村及び県単位の集団について、調査年度 間の学力の変化の状況を測定する。

(イ) 測定手法

- IRT(項目反応理論)を活用して、学力の伸び(経年変化)を適切に測定すること。
- 県から提供する平成27年度から令和7年度埼玉県学力・学習状況調査、令和3年度から令和4年度 CBT 導入推進事業の実施結果をもとに、令和8年度調査において学力の伸び(経年変化)を適切に測定すること。
- 測定方法(分析手順、分析に使用するソフトウェア等)は、県から提供する資料を参考にして、過年度調査から継続性をもって行うこと。
- (ウ)経年変化を測定するために必要となる情報の提供

今後複数年にわたり調査を継続するに当たり、同一の尺度で経年変化を測定するために 必要となる情報(受託者の事業活動上の正当な利益を害するおそれのある機密情報等を除 く。)を県に提供すること。

(10) 調査に関する必要な資材の作成

英語のリスニング用 CD と聴覚障害者用リスニングスクリプトを、以下の必要部数作成すること。

- リスニング用CD(予備) 中2 約10枚 中3 約10枚
- 聴覚障害者用リスニングスクリプト 中2 約 50部 中3 約 50部
- ※ 上記は概数であって、実際の調査に当たっては枚数及び部数とも増減することがある。

(11) 個人の調査結果を継続して把握する仕組みの構築

複数年度にわたり個人の結果を継続して把握するため、以下に留意した仕組みを構築し、運用すること。

〇 過年度調査より県が付与している個人番号を使用すること。小学校第4学年については

県の提供する規則に従い、人数分の番号を作成すること。

- 児童生徒の転校(県内及び県が指定する他県自治体)、小学校から中学校への進学など、 児童生徒個人に異動・進学があった場合や、前年度の調査を未受検であった児童生徒など も継続して把握できるような仕組みにすること。
- 仕組みの運用に当たって、学校・市町村教育委員会に過度の負担をかけないように配慮 すること。
- 〇 学校で児童生徒1人につき1枚の個人番号票が作成・印刷できるように、個人番号を管理するための様式(個人番号管理表)を作成し、WEBシステムで学校に提供すること。
- 〇 個人番号票(組、個人番号等を記載予定)をもとに児童生徒が問題セット1問目に配置された基本情報入力画面に個人番号等を入力することで、1人1人の解答(回答)データと個人番号を紐付けて取得すること。
- 個人番号票は令和7年度調査で作成したものを令和8年度以降の調査でも継続して使用できるように、様式を作成すること。

(12) 配送の実施

学校や教育委員会等に対し、指定された時期に、適切な数量のリスニング用 CD や個人結果 票を配送する仕組みを構築し、実施すること。

- リスニング用 CD は調査実施期間の前日までに県教育委員会に配送を行うこと。
- 個人結果票は令和8年8月上旬までに学校に配送を行うこと。
- 学校別に仕分けした採点結果及び調査結果資料は、情報漏えい防止のための措置(簡易包装等)を講ずること。

(13) MEXCBT の結果データ確認

県から提供される MEXCBT の結果データを確認し、児童生徒の個人番号を過去の個人番号と正しく紐付けできるようにすること。

- 県から提供される MEXCBT の結果データを確認し、学校ごとに受検した個人番号を整理したデータを県、市町村、学校が WEB システムで確認できるようにすること。また、 MEXCBT の結果データの更新に応じて、調査期間中に確認データを複数回更新し、学校 が確認できるようにすること。
- 県から提供される MEXCBT の結果データから、個人番号や UUID の重複を確認し、速 やかに県に報告を行うこと。また、学校への確認が必要な場合、コールセンターから確認 を行うこと。
- O MEXCBT からの結果データ抽出の最終は令和8年5月29日(金)17時以降とし、 それまでに再受検が必要な場合の対応を行うこと。

(14) 採点の実施

採点の実施にあたり、正確性、情報漏えいの防止の観点などを踏まえて、詳細な採点マニュ アルの整備、採点者向け事前研修等を行うなど、確実に採点業務が実施できる仕組みを構築す ること。

- 採点ミスや採点基準のブレを防ぐため、採点作業中においても継続的に県への報告と協議を行い、必要に応じて採点作業の調整・修正を行うこと。
- 採点業務の従事者に対しては、問題及び正答、判定基準、疑義が生じた場合の処理、秘密保持等について事前に十分な教育を行うこと。
- 県から提供される MEXCBT の結果データ(CSV 形式)を用いて採点を行うこと。

○ 自動採点ができない問題(短答式問題、記述式問題)については、採点者の目視による 採点を行うこと。ただし、問題によっては、自動採点により 1 次採点を行い、不一致だっ たものについてのみ目視による採点を行うなどの工夫を行うこと。

(15) 集計・分析の実施及び分析委員会の補助

集計においては、正確性、情報漏えいの防止の観点などを踏まえて、円滑かつ確実に行うための仕組みを構築し、実施すること。

- 集計は事前に計算式、ロジック等を県に提供し、県の了解を得た上で実施すること。
- 集計・分析において、曖昧な点、不明な点等あれば、必ず県に確認を行い、了解を得た 上で実施すること。
- 分析については、児童生徒の学習内容の定着度の把握及び学力の経年変化(伸び)を測定できるよう、IRT(項目反応理論)を応用した統計的処理を用いること。県学調の過去の分析結果やIRT分析に用いている計算式は県から提供する。
- 〇 分析委員会が円滑に実施できるよう会場の準備等(費用負担を含む)の運営補助を行う こと。

(予定)

- ・分析委員の人数 合計21名程度(小学校:国・算、中学校:国・数・英)
- ・開催時期 令和8年9月から12月
- ・実施回数 2回程度 ※実施回数等は予定であり、変更する場合がある。

(16) 調査結果資料の作成・提供

次のとおり調査結果資料を作成し、提供すること。なお、15「個人票」については児童生徒用に紙媒体、学校用に電子媒体(PDF等)、その他の資料は電子データ(CD-ROM等)で提供すること。また、調査結果資料については、データの誤りが発生しない確認体制を整え、確実に実施すること。

資料種別	番号	資料名	必須項目	提供先
素データ	1	教科に関する調査	教育事務所、市町村、学校、児童生徒、設	県教育委員会等、
		素データ	問ごとの解答類型別の解答状況	市町村
	2	教科に関する調査	教育事務所、市町村、学校、児童生徒、設	県教育委員会等、
		正誤データ	問ごとの正・誤・無解答の状況	市町村
	3	児童生徒質問調査	教育事務所、市町村、学校、児童生徒、設	県教育委員会等、
		素データ	問ごとの回答類型別の回答状況	市町村、学校
	4	学校質問調査	教育事務所、市町村、学校、設問ごとの回	県教育委員会等、
		素データ	答類型別の回答状況	市町村、学校
	5	市町村質問調査	教育事務所、市町村、設問ごとの回答類型	県教育委員会等、
		素データ	別の回答状況	市町村
集計デー	6	教科に関する調査	県、教育事務所、市町村、学校、設問ごと	県教育委員会等、
タ		解答状況に関するデ	の解答類型別の解答率	市町村、学校
		ータ		

	7	教科に関する調査	県、市町村、学校、教科、観点、内容、設	県教育委員会等、
		 正答率、学力値、学力	 問ごとの正答率、学力値、学力のレベル	市町村、学校
		のレベル		
	8	教科に関する調査	市町村別教科別正答率及び学力値、学力の	県教育委員会等、
		市町村別正答率及び	レベルの一覧	市町村
		学力値、学力のレベル		
		の一覧表		
	9	質問調査	県、教育事務所、市町村、学校、設問ごと	県教育委員会等、
		集計データ①	の回答率(グラフを挿入したものとデータ	市町村、学校
			のみの一覧)	
	10	質問調査	県、教育事務所、市町村、学校、児童生徒	県教育委員会等、
		集計データ②	ごとの学習方略や非認知能力などに関する	市町村、学校
			質問への回答状況の集計	
	11	各実施主体の集計デ	県、教育事務所、市町村、学校ごとの平成	県教育委員会等、
		ーター覧	27年度調査からの学力値、学力のレベル	市町村、学校
			等の情報一覧	
	12	「規律ある態度」達成	質問調査「規律ある態度」の県、教育事務	県教育委員会等、
		目標集計データ	所、市町村、学校ごとの回答率	市町村、学校
	13	指標に関する集計デ	小学校・中学校段階における1か年及び2	県教育委員会等
		ータ	か年単位での学力のレベル及び規律ある態	
			度が伸びた児童生徒の人数及び割合	
個人票等	14	教科に関する調査	・設問ごとの正・誤・無解答の解答状況	県教育委員会等、
		採点結果	・設問ごとの県平均正答率(概算)	市町村、学校
			・学力(学力値と学力のレベル)の伸び(経	
			年変化)の状況	
	15	教科に関する調査	• 教科、観点、内容別正答率等	学校、児童生徒
		個人票	教科の学習に関するアドバイス	
		※カラー印刷とする	• 質問調査「規律ある態度」の回答状況	
			・学力の伸び(経年変化)の状況	
			・正答率ごとの分布一覧	
			・各教科・領域における解答時間	
			・県平均と比べて時間をかけた問題(2問)	
	16	教科に関する各実施	県、教育事務所、市町村、学校ごとの	県教育委員会等、
		主体の調査結果票	・学力(学力値と学力のレベル)の伸び(経	市町村、学校
			年変化)の状況	
			• 教科、観点、内容別正答率等	

分析デー	17	個人マスター	令和元年度からの調査受検者の個人	県教育委員会等、
タ			番号、在籍学校、学年、組出席番号、	市町村
			学力値、学力のレベル等の基礎情報が各	1,1-513
			種の条件で抽出可能なデータベース	
	18	 学力分析データ①	児童生徒ごとの学力のレベル・伸び・学	
	10		習方略・非認知の値の一覧	市町村、学校
	19	 学力分析データ②	県、市町村、学校、児童生徒ごとの IRT	県教育委員会等、
	10		を用いた調査結果	市町村、学校
	20	 学力分析データ③	県、市町村、学校、児童生徒ごとの学力	県教育委員会等、
	20	3,3,3,1,1,7 3 @	(学力値と学力のレベル)の伸びの状況	市町村、学校
	21	 学力分析データ④	県、市町村、学校ごとの異なる年度の同	県教育委員会等、
		3,3,3,1,1,7 3 (3)	学年の経年変化の状況	市町村、学校
	22	 学力分析データ⑤	県、市町村、学校ごとの伸ばした児童生	県教育委員会等、
			徒、伸びなかった児童生徒の割合	市町村、学校
	23	 学力分析データ⑥	市町村、学校ごとの学力値が上位・下位	
	20	3,3,3,1,1,7	それぞれ 10%、25%の児童生徒の割合	NJAIJ XX
			とその児童生徒を伸ばした割合	
	24	学力分析データ⑦	県、市町村、学校ごとの学力値分散	県教育委員会
	25	学力分析データ®	学校、学年、教科ごとの正答率・学力の	
	20	F001117 90	サベ、チャ、教体とこの正古事・チカの レベル、学力の伸びの一覧	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	26	学力分析データ(9)	調査実施年度の平均正答率、平均学力の	県教育委員会等、
	20		しべル、学力の伸びの平均を前年度の学	
			年クラスで集計したもの	(中国中) (十五年)
	27	 学力分析データ⑩	県の各学年における各問題の正答数別の	
	21		乗び日子中に607 0日间返び正日数3307 類型割合	***************************************
	28	 ログ分析データ	県、学校における各問題の平均解答時間、	
	20		児童生徒における各問題の解答時間、見	市町村、学校
			直し時間等	The Total Tribution
	29	クロス集計データ	質問調査と教科に関する調査のクロス集	県教育委員会等、
			計	市町村、学校
	30	G一P分析データ	S'	県教育委員会等
その他	31	分析・集計用データ	学習方略等のグラフ等、県が独自で分	
29713)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	・ 集計を行う際に加工等が行いやすい	/\J\\\J\XX4
			もの	
			その他項目や形態については別途指示	
	32	誤答データ	解答類型でその他に分類された解答デー	 県教育委員会
) _		夕(提供範囲は適宜指示する。)	MANISARA
	33	 研究者提供用データ	素データ、テスト情報、ID マスタを以下	 県教育委員会
			の二つの条件で、それぞれ作成する。	
			①管理用IDを付与したデータ	

			②管理用 ID を乱数化したデータ	
			※管理用 ID とは個人番号、市町村 ID、学	
			校ID等のことをさす。	
	34	調査実施児童生徒数	小・中学校等の学校別受検者数の一覧	県教育委員会
	35	解答(回答)データ	全児童生徒の解答(回答)データ	県教育委員会

- ※ 県教育委員会等とは、県教育委員会、県立総合教育センター、東部・西部・南部・北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所をさす。
- ※ 必須項目は、当該資料作成に当たり必ず入れる項目である。 なお、必須項目に記載がない内容について、調査目的に資すると考えられる内容について、課金目のに資することを妨げない。
- ※ 必要に応じて、上記資料の統合・集約、廃止又は新規資料の作成を指示することがある(令和7年度以前の調査結果も含む場合がある。)。
- 資料の作成に当たっては、平成27年度からの経年変化が分かるようにすること。
- 資料の作成に当たっては、提供先である児童生徒・学校・教育委員会等が、それぞれに 本調査の目的の達成に向け十分活用できる内容及び提供方法となるよう工夫すること。
- 調査結果資料等の誤配送・調査結果の確認及び採点・集計ミスの修正等に対応する仕組みを確実に構築し、迅速かつ適切に、県の指示に従い責任をもって対応すること。
- 結果資料の設計・作成に当たっては、提供先が活用しやすいように十分に考慮すること。
- 各データの納品時期については、県の指示する時期に行うこと。現時点の納品時期は、 個人結果票と市町村・学校向け帳票データを令和8年8月上旬まで、県・教育事務所向け 帳票データを令和8年8月下旬までと想定している。

(17) 分析支援プログラムの作成

市町村教育委員会及び学校において調査結果の分析ができるよう、県と協議の上、分析支援プログラムを作成すること。

分析支援プログラムは、本調査の教科に関する調査(解答ログ含む。)、質問調査及び双方の相関についてのクロス集計等の分析ができるものとして、調査結果資料と併せて提供すること。

(18) 調査実施に当たっての連絡調整窓口の設置

調査の実施に当たっては、市町村教育委員会、学校等からの問い合わせに対応するために専用の連絡調整窓口を設置すること。

- 〇 連絡調整窓口の設置期間は学校基本情報収集の期間(3週間程度)、CBT体験期間(3週間程度)、調査実施期間の2週間前から調査実施後の1週間までの期間(7週間程度)、 学校向け調査結果提供後6週間程度とする(予備期間も見込むこととする)。
- 特に問い合わせが集中する調査実施期間や MEXCBT の結果データにおけるエラー対応 については確実に対応できる回線数・人員(ピーク時は最低限 4 回線・8 名)を確保する こと。
- 市町村教育委員会、学校等からの問い合わせをフォローし、解決まで見届けを行うこと。

(19) 情報セキュリティを確保するための措置

調査問題の作成、システム搭載、配送、MEXCBT の結果データ確認、採点・集計・分析、 結果提供など、事業全体を通して、機密の保持や個人情報の取扱いの遵守を図るために必要な 措置を講ずること。また、事業全体を通して想定されるリスク(個人情報及び機密情報に関する破損・紛失・漏えいなど)を最小化するための方策を講ずること。

- 緊急事態や不測の事態(感染症等の影響を含む)に対応するための対応マニュアルを契 約締結後3週間以内に作成し、その履行に必要な体制を整備すること。
- 情報セキュリティ管理について、「個人情報の保護に関する法律」、県の「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ特記仕様書」、「県庁 LAN セキュリティ個別実施手順」及び関係市町村の「情報セキュリティポリシー」等関係する各規程に従うこと。
- 契約締結後速やかに本事業のためのセキュリティポリシーを県と協議の上策定し、各工程においてセキュリティポリシーの徹底を行うことにより、情報漏えい等、不具合の発生を防止すること。
- 〇 調査資材の設計・作成・配送、採点・集計、結果提供に当たっては、別紙3により、情報漏えい等の防止のための措置を講ずるとともに、不測の事態にも迅速に対応すること。
- O 各工程で発生した調査に関する資料について、県が指定する時期に、適切に廃棄すること。

(20)納入品の検収

納入品について、仕様書記載事項が満たされていることを、県が年度ごとに確認したことを もって検収とする。

(21) 事業全体の管理

事業のスケジュール・進捗状況や経理状況等を適切に管理すること。事業の各工程の連携を図るとともに、関係機関との役割や責任を明確化し、全体のマネジメントを適切に行うこと。

- 契約締結時に業務責任者を定め、委託業務実施期間中の報告・連絡・協議等は原則その 者が対応すること。
- 事業全体の円滑・適正・効率等の観点から必要と認められる場合は、委託する業務の一部を他の事業者に再委託することは可能だが、予め書面による承認を受けること。また、その際関係する事業者の役割や責任を明確化し、全体の管理・運営を適正に行うこと。
- 県が業務内容の改善を指示した場合には、業務内容の改善計画書を提出し、県の了承を 得た上で速やかに改善すること。
- 学校の状況を踏まえ、より効率的な実施ができるよう、改善・研究に努めること。
- 県による本委託業務へのかかわりについても適切に管理を行い、県が分担する作業や意思決定を行う際に、IRT等に関する知見に基づき情報提供や助言を行うよう努めること。
- 緊急事態や不測の事態(感染症等の影響を含む)に対応するために、状況に応じて県と協議し、必要な対策を講じること。
- 本委託事業の円滑な実施のため、県が実施する業務や意思決定を踏まえて適切に対応すること。
- 仕様書記載事項について、チェックリストを作成し、適切に履行されていることを確認 すると共に、県が提出を求めた際はチェックリストを提出すること。
- 各工程においてどのような観点で確認作業を行っているかを示すチェックリストを作成し、複数チェックを行うこと。また、県が提出を求めた際はチェックリストを提出すること。
- 本委託業務において起こったトラブルについては、一覧表を作成し、各年度の業務完了 時に県へ提出することとする。

(22) 事業者間の引継

次年度以降の調査の実施に当たり、事業者間で引継が必要となる事項については、次年度以 降の受託業者への引継に協力すること。

県においては、今後行われる本調査の委託事業において利用可能なプログラムの著作物(以下「対象プログラム」という。)の複製物及び対象プログラムのシステム設計書等の資料を、次年度以降の受託業者の求めに応じ、提供することとする。(複製物の提供は、県が現に著作権を有するプログラムに限る。)。

本委託事業において使用する対象プログラムを自ら開発し、又は改変した場合、県に著作権 を譲渡する対象プログラムについては、その複製物の作成や設計書等の資料の提供に協力する こと。

特に、経年変化を測定するために、本調査の集計に使用した過年度を含むマスタデータ(学力値、児童生徒質問調査等)の引継ぎを行うこと。

(23) 作成物の電子媒体での提供

調査問題・解答(回答)等、本事業で作成した資料等はホームページ等で配信できる形の電子媒体で県に提供すること。

(24) 守秘義務

本調査事業の実施で知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。また、当該情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。なお、当該情報は県が指定する時期に適切に廃棄すること。

(25) 著作権等の帰属について

- 本調査に係る問題、分析資材等(国語の問題文等の原著作権及び、この事業開始前から受託者又は第三者が著作権を有するプログラム等は除く。)、をはじめとした全てのものの著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権・翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利))は、県に帰属するものとする。
- 〇 県及び県の指定する者に対し、著作者人格権(著作権法第 18条(公表権)、第 19条(氏名表示権)及び第 20条(同一性保持権))を行使することができないものとする。
- 調査問題及び報告書に使用する著作物等の使用許諾については、受託者において適切に処理するものとする。

(26) 調査に関する統計情報等の提供

県が調査の内容や設計を検証し、改善を行うために必要となる統計情報や調査の設計に関する情報を提供すること。

(27) 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、県と適 宜協議を行うものとする。

別紙1 委託業務のスケジュール

令和7年度

	時期	内 容
令和7年	11月中旬	第1回問題検討委員会
	11月下旬	学校基本情報の収集
	12月中旬	CBT 体験の問題の搭載
令和8年	1月中旬	第2回問題検討委員会
	1月下旬	実施マニュアル・保護者用リーフレットの完成
	2月中旬~下旬	実施説明会の開催
		動画マニュアルの完成
	3月下旬	調査問題の搭載

令和8年度

	時期	内 容
令和8年	5月上旬~5月下旬	調査実施
	5月下旬	MEXCBT の結果データ確認
	8月上旬~下旬	調査結果資料等の送付、分析支援プログラムの提供
	9月~12月	分析委員会

教科に関する調査問題の概要

1 調査問題の作成方針

- (1) 小・中学校等における平素の学習を重んじ、小・中学校学習指導要領に示されている内容 について作成する。その際には、学年間や学校段階間での内容の系統性を重視しつつ、基礎 的・基本的な知識・技能と、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・ 表現力等が児童生徒に定着しているかをみる問題となるよう留意する。
- (2) 調査問題は学習指導要領で定められている学習内容の定着度の把握及び年度以降の調査に おいて学力の伸び(経年変化)を測定することを踏まえて作成するものとする。
- (3) 具体的な調査問題の出題範囲、内容、構成等については、今後県が定める「埼玉県学力・学 習状況調査問題作成基本方針」を踏まえて、調査問題を作成するものとする。

2 調査の対象学年及び対象教科

小学校第4学年から第6学年まで

国語、算数

中学校第1学年

国語、数学

中学校第2学年及び第3学年

国語、数学、英語

義務教育学校第4学年から第9学年まで 小・中学校の該当学年に準ずる

3 調査問題の範囲

(1) 小学校等

小学校学習指導要領(平成29年告示)に示された内容で、各学年とも前学年までの学習 内容(前学年の学習内容を中心とする)を範囲とする。

(2) 中学校等

中学校学習指導要領(平成29年告示)に示された内容で、各学年とも前学年までの学習 内容(前学年の学習内容を中心とする)を範囲とする。ただし、中学校第1学年については、 小学校学習指導要領(平成29年告示)に示された内容で小学校第6学年までの学習内容(小 学校第6学年を中心とする)を範囲とする。

4 調査の内容等

(1) 教科に関する調査問題の内容は、基礎的・基本的な知識・技能をみる問題、基礎的・基本 的な知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等をみる問題 を含むものとする。

〈「思考力・判断力・表現力等をみる問題」の例〉

- 日常生活の中の問題解決が含まれている問題
- 複数の資料を比較して考えることが必要になる問題
- ・2つ以上の知識・技能の活用が求められる問題

- (2) 教科に関する調査問題は、児童生徒の学習内容の定着度をバランスよく把握するため、出題する領域等や問題の難易度等に偏りがないようにする。問題の作成に当たっては「埼玉県学力・学習状況調査」、「全国学力・学習状況調査」、「埼玉県公立高等学校入学者選抜」の問題の出題のねらいや難易度等を参考にすること。
- (3) 調査問題で資料や図表を用いる場合には、児童生徒が使用する教科書の資料や図表等の確認を行うことにより、採択教科書によって有利不利が生じないようにする。また、資料や図表の出典先の確認を行うなど、資料等の信頼性の確保に努める。
- (4) 全体の問題量は、県の定める調査時間内に児童生徒が取り組める量とする。

5 調査問題の構成、形式等

- (1) 調査問題は大問と小問から構成する。
- (2) それぞれの小問は、他の小問の正誤に左右されないようにする。
- (3) 出題の形式は、「選択式」「短答式」「記述式」とし、教科の特質や児童生徒の発達の段階に応じて、適切に構成する。

6 調査問題作成上の留意点〈教科別〉

(1)国語

学習指導要領に示された内容を踏まえ、問題は3領域(「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」)、3事項(「言葉の特徴や使い方」、「情報の扱い方」、「我が国の言語文化」)を考慮し、作成する。

ただし、各学年の学習範囲において判断が難しい場合は、県内で採択されている教科書を確認して判断を行い、必ず県に確認をすること。

(2)算数

学習指導要領に示された内容を踏まえ、問題は4領域を考慮し、問題を作成する。

4領域は以下のとおり

- ・小学校1~3年 数と計算、図形、測定、データの活用
- ・小学校4~6年 数と計算、図形、変化と関係、データの活用

(3)数学

学習指導要領に示された内容を踏まえ、問題は4領域(「数と式」「図形」「関数」「データの活用」)を考慮し、問題を作成する。

(4)英語

学習指導要領に示された内容を踏まえ、問題は5領域(「聞くこと」「読むこと」「話すこと (発表)」「話すこと(やり取り)」「書くこと」)を考慮し、問題を作成する。

また、問題の作成に当たっては、学習指導要領に示された「言語の使用場面や言語の働き」を踏まえ、多様な場面設定等を行うこと。

別紙3 情報セキュリティを確保するための措置

- 1 作業場所及び情報システムの設置環境における物理的セキュリティ
- (1)入退出について
 - ア 作業場所・作業過程及び情報システムの設置環境におけるセキュリティの責任者を定める こと。
 - イ 立ち入ることができる者(以下「関係者」という。)を最小限に限定すること。また、作業者を最小限に限定するとともに、作業者に対する管理・監督を徹底すること。
 - ウ 関係者以外の立入を禁止すること。また、関係者以外の立入を防止するための措置を講すること。
 - エ 関係者の入退出時における本人確認を行うこと。
 - オ 関係者の入退出記録を取り、保存すること。
 - カ 作業時間外において、施錠もしくは人的又は機械的警備を行い、立入を防止するための 措置を講ずること。
- (2)情報・機器の持ち出しについて
 - ア 原則、本事業に係る情報の持ち出し、電子記録媒体(情報の記録を行うことのできるスマートフォン、カメラ付き携帯電話などの個人所有の機器を含む。)の持ち込みを禁止すること。また、本事業に係る情報及び機器の持ち出し、電子記録媒体の持ち込みを防止するための措置を講ずること。
 - イ 本事業に係る情報及び機器の持ち出しを可能とする者を最小限に限定すること。また、持ち出す場合はセキュリティの責任者の承認を必要とし、持ち出しについて適切に管理すること。

2 情報セキュリティ

- (1)情報システムへのアクセスについて
 - ア 学校、教育委員会、児童生徒の解答、採点結果に関する情報を管理するシステムについては、県が特に必要と認める場合を除き、本事業に利用している期間、その他のネットワークから独立させること。
 - イ 情報システムについて、各種のアクセス制御、ウィルス対策、ファイル共有ソフト(ウィニー等)対策、脆弱性対策等を実施し、不正アクセス等の脅威から適切に保護すること。
 - ウ 各作業場所で使用するモバイル機器について、各種のアクセス制御、ウィルス対策、ファイル共有ソフト(ウィニー等)対策、脆弱性対策等を実施するとともに、作業場所以外での使用を禁じること。
 - エ 情報システムへのアクセスを可能とする者(以下「認証者」という。)を最小限に限定すること。また、認証者のアクセスや改変の可能な範囲を、作業内容に応じて限定するとともに、認証者に対する管理・監督を徹底すること。
 - オ情報システムへのアクセスの記録を取り、保存すること。また、定期的に分析すること。
 - カ 本事業に係る情報の流通、処理において、情報の追跡を可能とすること。

(2) 緊急時の対応について

- ア 大規模な災害や障害が発生した場合に、情報システムについて、機能の継続又は迅速な 復旧が可能となる措置を講ずること。
- イ 特に重要な情報システムについては、24時間体制で監視されていること。
- ウ 情報のバックアップ用の複製を定期的に作成し、防火金庫等に保管すること。

3 輸送過程における物理的セキュリティ

- (1) 結果の提供資料については、貴重品と同程度のセキュリティを付加して輸送すること。
- (2)輸送過程においては、本事業以外の一般配送物との誤配、紛失、盗難を防止するために必要な措置をとること。また輸送中の資料の所在地や状況については、追跡が可能であること。
- (3)輸送過程中の一時保管場所及び輸送車両においては、施錠もしくは人的又は機械的警備を行い、輸送物の盗難を防止するための措置を講ずること。